

学習用タブレット端末等の貸与と家庭活用ガイドライン

令和3年8月27日

多度津町教育委員会

1 目的

学習の機会の提供に向け、自宅での学習ができるよう、タブレット端末・モバイルルータを家庭での自宅学習を行う際に必要なルールを示します。

2 貸与する物品

タブレット端末（キーボード兼ケースを含む）、充電アダプタ、その他周辺機器等

3 貸与期間

多度津町立小学校及び中学校、それぞれの在学期間とする。卒業、転学等に際しては、貸与された物品を学校に返却すること。

4 物品における注意事項

①機器の充電

・タブレット端末、モバイルルータ等、機器の充電に係る費用は保護者負担とする。

②回線（インターネット接続）

・家庭のインターネット環境への接続は、保護者が行う。ただし、インターネット接続環境がない家庭には、町教委からモバイルルータを貸し出す。

・上記のインターネット接続に係る通信料等の費用は原則保護者負担とする。

③機器の破損・紛失・盗難等

・借用者の重大な責めに帰すべき事由により、故障などが発生した際には、借用者が実費を弁済すること。

・盗難等の被害にあった際には、警察に届け出、証明を受けること。

5 利用における注意事項

利用者は、以下を遵守すること。

①学校と家庭以外では使用しない。

②タブレット端末等の回線接続に関するサポートは、学校では行わない。

③学校から学習指示があった教材利用についての質問は、学校に問い合わせること。

④タブレット端末等は、自宅で充電すること。

⑤タブレット端末等は自己管理し、その利用及び破損・紛失・盗難が無いよう適切に管理すること。

⑥端末利用において破損等の不具合が生じた場合、遅滞なく速やかに学校へ報告すること。

⑦各機能やサービスを利用するためのアカウント（ユーザーID やパスワード等）は、厳重に管

理し、他人には教えないこと。

- ⑧タブレット端末の近くでの飲食は禁止する。(端末を置いてある机に飲物を置くなど)
- ⑨USB メモリ等の外部装置・周辺機器の接続及び利用を禁止する。
- ⑩学校から指示の無いファイルダウンロード・ソフトインストールを禁止する。
- ⑪学習に関係ないサイトの閲覧・利用、SNS への書き込み、写真・動画の配信は禁止する。
- ⑫学校などのシステムを調べたり破ったりする行為、他人の ID の不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷 SNS・掲示板への投稿などは厳に禁止する。

6 その他

上記に記載の無い事項については、随時、教育委員会で協議決定する。